

建設業者の社会保険等未加入対策の取り扱いについて

令和2年7月1日通知

本市では、低価格入札を起因とした労働者の賃金低下や下請業者へのしわ寄せが懸念される中、建設工事で、医療保険・年金・雇用保険制度に未加入の建設業者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を排除する取組みを行い、産業の継続に不可欠な若年者層の確保を図ってきたところです。

しかしながら、「岐阜市公契約条例」が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、社会保険等未加入建設業者対策を下記のとおり強化し、労働者の処遇を改善しつつ、地域事業者の健全な育成、良質な公共サービスの提供を行い、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会、地域経済の健全な発展に寄与することを目指してまいります。

記

1 契約の相手方からの社会保険等未加入建設業者の排除

(1) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査においては、以下に定める届出の義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。）からの申請を受け付けないこととする。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

なお、建設業者が上記事項を履行しているか否かについては、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評価値通知書の写し等により確認する。

(2) 上記(1)に掲げる届出の義務を履行していない社会保険等未加入建設業者については、建設工事の請負契約に係る、岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和41年岐阜市水道部管理規程第3号）第18条及び第25条に規定する競争入札に参加する資格がないこと並びに同規則第29条に規定する随意契約（緊急随意契約を除く）の相手方となることができないこととする。

2 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除

受注者は、岐阜市と契約を締結した建設工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。

(1) 社会保険等加入状況の確認

監督職員（岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和41年岐阜市水道部管理規程第3号）第12条に規定する職員）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載されたすべての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。

また、工事主管課長は、下請負契約をした下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合、受注者に対し当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行するよう求めるとともに、次のとおり取り扱うものとする。

ア 工事主管課長は、工事請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、受注者に対して、期限を定め、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を求めるものとする。（様式1）

イ 工事主管課長は、受注者から提出された理由書（様式2）の記載事項を確認（必要に応じてヒアリング等を実施）し、当該建設業者と下請契約を締結しなければ当該工事の施工が困難となる等の特別な事情を有するか否かを決定し、受注者に通知するものとする。（様式3の1）

ウ 上記イの確認により特別な事情を有しないと認められた場合は、その理由も併せて通知するものとする。（様式3の2）

上記アの書面が提出されなかった場合は、特別な事情を有しないものとみなすものとする。（様式3の3）

ただし、当該社会保険等未加入建設業者が受注者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「一次下請」という）以外の場合において、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という）を指定する期限までに受注者から提出されたときはこの限りでない。

エ 工事主管課長は、当該社会保険等未加入建設業者が一次下請の場合には、受注者に対し、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した確認書類を提出するよう求めるものとする。

（2）上下水道事業政策課長等への報告

工事主管課長は、（1）イで定める特別な事情を有しないとして受注者に通知したときは、通知書の写し及び施工体制台帳の写しなど必要な資料を添えて上下水道事業政策課長及び検査監に報告するものとする。

（3）建設業者の許可権者への通報

上下水道事業政策課長は、工事主管課長から上記（2）の報告を受けた場合、当該建設業者の許可権者に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体制台帳等の写しを添えるものとする。

3 社会保険等未加入建設業者を下請人とした受注者に対する措置

（1）上下水道事業政策課長は、2（2）の報告を受けた場合は、遅滞なく岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議に付するものとする。

（2）選定委員会委員長は、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成6年8月29日決裁）第7条の規定に基づき、選定委員会の審議を経て資格停止について、管理者の決定を受け、その旨を上下水道事業政策課長に通知するものとする。

（3）検査監は、選定委員会の審議結果を受け、工事成績評定の減点等必要な措置を講じるものとする。

4 この取扱いは、令和2年7月1日から施行するものとし、この取扱いの施行の前に入札の執行に係る公告若しくは通知をし、又は見積書の提出を依頼する案件については、なお従前の例による。

様式 1

岐阜市〇〇第 号
年 月 日

(受注者) 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第 7 条の 2 に規定する理由書の提出について (通知)

施工体制台帳 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 24 条の 7 に定める施工体制台帳) について、記載内容を確認したところ、本工事における下請負人が社会保険等未加入建設業者と思われるので、下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を、下記の期限までに提出してください。

なお、理由書を確認後、特別な事情を有すると認められない場合は、工事請負契約約款第 7 条の 2 の規定に違反することになります。また、理由書を提出されない場合も特別な事情を有しないものとみなします。

記

1	契約番号	第	号	
2	工事名			工事
3	工事場所			地内
4	下請負人名			
5	提出期限		年 月 日	

※注意 社会保険等未加入建設業者とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者 (建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がないものを除く。) をいう。

- 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出の義務
- 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出の義務

様式2

年 月 日

(発注者)

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 様

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者

印

電話

—)

理 由 書

年 月 日付岐阜市〇〇第 号により通知を受けました件について、社会保険等未加入業者と下請契約を締結した具体的な理由は以下のとおりです。

記

1 契約番号 第 号

2 工事名

工事

3 工事場所

地内

4 下請負人名

5 下請契約を締結した具体的な理由

(別紙のとおり)

商号又は名称
代表者名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第7条の2に定める特別な事情の認定について

貴社と契約締結した下記工事について、 年 月 日付で貴社から提出されました理由書等に基づき審査した結果、貴社が工事請負契約約款第7条の2第2項第1号ア・第2号アに定める特別な事情を有するものと認めます。

つきましては、当該下請負人が貴社と直接下請契約を締結している場合は、 年 月 日までに届出の義務を履行し、その事実を確認することのできる書類を提出願います。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 地内
- 4 下請負人名
- 5 下請負人が届出義務を履行していない法律
健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

様式3の2

岐阜市〇〇第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第7条の2に定める特別な事情の認定について

貴社と契約締結した下記工事について、 年 月 日付で貴社から提出していただきました理由書等に基づき審査した結果、下記の理由により特別な事情を有するものと認められません。

現在、貴社は、工事請負契約約款第7条の2の規定に違反しておりますので、速やかに是正してください。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 地内
- 4 下請負人名
- 5 下請負人が届出義務を履行していない法律
健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 6 理由

商号又は名称
代表者名 様

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 〇〇 〇〇

工事請負契約約款第7条の2に定める特別な事情の認定について

貴社と契約締結した下記工事について、下請負人が社会保険等の届出義務があるにも関わらず、当該義務を履行していないことを確認しましたので、 年 月 日付岐阜市〇〇第 号で理由書の提出を求めましたが、貴社から理由書の提出がありませんでした。

現在、貴社は、工事請負契約約款第7条の2の規定に違反しておりますので、速やかに是正してください。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 地内
- 4 下請負人名
- 5 下請負人が届出義務を履行していない法律
健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務